

介護医療院 利用約款

入所療養介護・短期入所療養介護

令和3年10月1日(令和6年9月10日改訂)

第二岩崎病院

(約款の目的)

第1条 第二岩崎病院は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、介護医療院入所療養介護及び短期入所療養介護を提供し、利用者はそのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護医療院入院利用同意書または短期入所療養介護利用同意書を当院に提出したときから効力を有します。

- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、「第二岩崎病院介護医療院重要事項説明書」の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当院を利用することができるものとします。

(利用者からの契約解除)

第3条 利用者は、退所の意志表明をすることにより、居宅介護サービス計画にかかわらず本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。なおこの場合利用者は、速やかに利用者の居宅介護サービス計画作成者に連絡するものとします。

(病院からの契約解除)

第4条 当院は、利用者に対し、次に掲げる場合には本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 居宅介護サービス計画で定められた当該利用日数を満了した場合。
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当院での適切な入所療養介護・短期入所療養介護の提供を超えると判断された場合。
- ④ 天災その他やむを得ない理由により、施設を利用させることができない場合。
- ⑤ 当法人が解散命令を受けた場合、破産した場合、当院が介護保険の指定を取り消された場合。

(利用料金)

第5条 利用者は、当院に対して、本約款に基づく介護医療院 入所療養介護・短期入所療養介護サービスの対価として、「**第二岩崎病院 介護医療院重要事項説明書**」に定める利用料金を支払うものとします。但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、介護保険給付額を含めた利用料金をいったん支払うものとします。(要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます)

- 2 利用料は原則月末締めで利用者又は利用者代理人に対し請求を行います。当院が指定する方法によりお支払いください。
- 3 当院は、利用料金の支払いを受けたときは、領収証を発行いたします。

(記録)

第6条 当院は、利用者の入所療養介護・短期入所療養介護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

- 2 当院は、利用者が前項の記録の閲覧を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、相続権者その他の者(利用者の代理人を含む)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

(身体の拘束)

第7条 当院は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、主治医の判断により、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

(守秘義務等)

第8条 当院とその職員(退職等職員であった者を含む)は、介護医療院 入所療養介護・短期入所療養介護サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。

- 2 当院における利用者の個人情報、院内掲示又は患者さんの個人情報の保護についてのお知らせで示す利用目的以外には使用しません。尚、利用目的を超えて使用する場合は、予め同意を得るものとします。
- 3 当院では病室入口やナースボード等に利用者名を表示いたします。また利用者さんの家族、親族はもとより友人や知り合いと称する人からの問い合わせ(入院しているか等)にはその旨回答いたします。またお見舞に来院された場合は病室等をお知らせいたします。尚、表示することや、知らせないことを希望される場合は、予め申し出てください。

(損害賠償責任)

第9条 当院は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により、利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。

- 2 利用者の責に帰すべき事由により、当院が損害を被った場合は、利用者はその損害を賠償するものとします。

(苦情処理)

第10条 当院は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとし、又は備え付けの用紙で「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

- 2 苦情は、市町村または三重県健康保険団体連合会に対して、いつでも申し立てることができます。 国保連 介護保険課苦情処理係 TEL 059-222-4165
- 3 当院は、苦情に関する守秘義務を有します。又、苦情を申し出たことによって何ら不利益を被ることはありません。

(協議事項)

第11条 本約款に定められていない事項について問題が生じた場合には、介護保険法その他諸法令の定めるところにより、利用者と誠意をもって協議するものとします。